

平成 31 年 4 月教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 31 年 4 月 24 日（水） 午後 2 時 00 分から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 野澤 朗 1 番委員 徳道 茂 2 番委員 中野 敏明  
3 番委員 濱 祐子 4 番委員 本間 倫子

(教育長及び委員以外の出席者)

教育次長 早川義裕、教育部長 柳澤祐人、教育総務課長 金子良仁、教育総務課参事 藤田賢一郎、同参事 坪井義則、人権・同和对策室長 大島 茂、学校教育課長 宮川高広、社会教育課長 小嶋栄子、社会教育課参事 川上裕一、文化行政課副課長 高原るみ子、スポーツ推進課長 田中秀明、オリンピック・パラリンピック推進室長 米川美樹、教育センター所長 藤本孝昭、高田公園オーレンプラザ館長 岩野俊彦、高田図書館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山崎光隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英、高田幼稚園長 中嶋賢一、13 区分室長（大島区を除く、代理含む）  
事務局 教育総務課副課長 柳澤直也、塚田美和子、企画係長 内山陽平、企画係主任 森 敦子

4 傍聴人 なし

5 会議に付議した事件

- 議案第 28 号 上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例施行規則の一部改正について
- 議案第 29 号 上越市白山会館運営委員会委員の委嘱について
- 報告第 3 号 専決処分した事件の承認について（上越市立学校の学校医の委嘱及び解任）
- 報告第 4 号 専決処分した事件の承認について（上越市学校運営協議会委員の任命及び解任）
- 報告第 5 号 専決処分した事件の承認について（上越市いじめ防止対策等専門委員の委嘱及び解任）
- 報告第 6 号 専決処分した事件の承認について（上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命）
- 報告第 7 号 専決処分した事件の承認について（上越市教育委員会小学校社会科副読本編集委員会委員の任命）
- 報告第 8 号 専決処分した事件の承認について（上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員の委嘱及び任命）
- 報告第 9 号 専決処分した事件の承認について（上越市青少年健全育成センター運営協議会委員の委嘱及び解任）
- 報告第 10 号 専決処分した事件の承認について（上越市青少年健全育成委員の委嘱及び解任）
- 報告第 11 号 専決処分した事件の承認について（上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会委員の委嘱、任命及び解任）

会議録署名委員の指名 本間 倫子 委員

教 育 長 議案第 28 号上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例施行規則の一部改正について上程、説明を求める。

教育総務課長 このたびの一部改正は、オーレンプラザの利用承認申請書について、利用者の利便性の向上を図るため、複数日の利用を同時に申請できるよう様式を改めるとともに、それに伴い、利用承認・却下通知書の様式を改めるものである。  
施行期日は、平成 31 年 5 月 1 日の予定である。

高田公園オーレンプラザ館長 利用者は定例的に活動しており、一度に複数回の申請をすることが多いことから、利用者の利便性を考慮して複数回の申請ができる様式に改正したものである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 28 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 29 号上越市白山会館運営委員会委員の委嘱について上程、説明を求める。

教育総務課長 上越市白山会館運営委員会は、白山会館事業の企画・運営及び白山会館の運営管理に関して教育委員会に助言するために設置しているものである。  
このたびの委嘱は、任期満了に伴い、13 人の委員を委嘱するものであり、新任が 3 人、再任が 10 人である。  
任期は、平成 31 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日までの 2 年間である。

社会教育課長 新任の委員については、城北中学校長、東本町小学校 P T A 副会長、人権擁護委員の 3 人である。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 29 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 報告第 3 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長 このたびの専決処分は、牧小学校及び牧中学校の学校医であった牧診療所所長の遊佐昌樹氏の辞職に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、学校医を専決処分により委嘱及び解任したものである。  
後任には、牧診療所の後任の所長である手塚誠氏を委嘱した。  
解任の発令日は平成 31 年 3 月 31 日、委嘱の発令日は平成 31 年 4 月 1 日で、任期は同日から前任者の残任期間である平成 32 年 3 月 31 日までである。

教 育 長	議案について意見、質問を求める。
中 野 委 員	前任の遊佐氏と後任の手塚氏は地元の方なのか。
三和区分室長	いずれも地元の方ではない。
教 育 長	それでは、報告第 3 号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	報告第 4 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	上越市学校運営協議会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び園児、児童又は生徒の健全育成に取り組むことを目的に設置しているものである。 このたびの専決処分は、教職員、関係行政機関の職員の人事異動、児童生徒の保護者のうち交代の報告があった 4 人、並びに、定員 878 人に対し欠員となっていた 8 人のうち 7 人について決定したことから、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市学校運営協議会委員を専決処分により任命及び解任したものである。 任命及び解任の発令日は平成 31 年 4 月 1 日で、任期は同日から平成 32 年 3 月 31 日までである。 今回の任命及び解任により、平成 31 年度の学校運営協議会委員の総数は、877 人となる。なお、未だ欠員となっている 1 人については、5 月下旬に決定する見込みである。
学校教育課長	欠員となっているのは城北中学校である。今年は学区会会長の改選の年であり、5 月下旬に行われる理事会で決定する予定である。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
中 野 委 員	小学校と中学校の委員を兼任している委員の人数と割合について、全ての委員が決定してからでよいので教えてほしい。
教 育 長	これについては全ての委員が決定した段階で報告したい。 それでは、報告第 4 号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	報告第 5 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	上越市いじめ防止対策等専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査研究並びに審議するとともに、いじめ事案における重大事態に係る事実関係の調査を行うために組織しているものである。 このたびの専決処分は、4 月 1 日付けの人事異動に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市いじめ防止対策等専門委員 1 人を専決処分により委嘱及び解任したものである。 解任の発令日は平成 31 年 3 月 31 日、委嘱の発令日は平成 31 年 4 月 1 日で、任期は同日から前任者の残任期間である平成 31 年 7 月 31 日までである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。

委員	意見、質問なし
教育長	それでは、報告第5号についてはご承認いただけるか。
	<b>原案どおり承認</b>
教育長	報告第6号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等のための対策の推進について協議し、関係機関等相互の連携を図るために設置しているものである。</p> <p>このたびの専決処分は、任期満了に伴い、関係行政機関等の4月1日付けの人事異動を受けて各機関から推薦のあった上越市いじめ問題対策連絡協議会委員12人について、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、専決処分により委嘱及び任命したものである。</p> <p>委嘱及び任命の発令日は平成31年4月1日で、任期は同日から平成33年3月31日までである。</p>
教育長	議案について意見、質問を求める。
委員	意見、質問なし
教育長	それでは、報告第6号についてはご承認いただけるか。
	<b>原案どおり承認</b>
教育長	報告第7号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市教育委員会小学校社会科副読本編集委員会は、上越市内の小学校に在学する児童が使用する社会科副読本を編集するために設置しているものである。</p> <p>このたびの専決処分は、任期満了に伴い、4月1日付けの人事異動を受けて上越市小学校長会及び新潟県社会科教育研究会から推薦のあった上越市教育委員会小学校社会科副読本編集委員会委員13人について、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、専決処分により任命したものである。</p> <p>任命の発令日は平成31年4月1日で、任期は同日から平成33年3月31日までである。</p>
教育長	議案について意見、質問を求める。
中野委員	今年度は小学校の教科書改訂の年だと思うが、社会科副読本もそれに合わせて内容を変えているのか。
学校教育課長	従来は隔年で改定を行っていたが、今後は事務事業評価結果に基づき、教科書の採択年にあわせて改定を行う予定である。
教育長	この質問に関連して、今年の教科書の採択のスケジュールについて説明してほしい。
学校教育課野田副課長	これから三市教育長会を開催し、5月に調査委員会部長会を開催する。その後、調査委員会を1か月ほど行って、選定委員会と採択協議会を行う。7月末までに教科書を採択し、教育委員会に採択結果を報告する予定である。
教育長	教科書センターでの教科書の展示はいつ行うのか。

教育センター 所長	6月14日から27日まで行う。
教 育 長	それでは、報告7号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	報告第8号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員会は、職場体験活動を円滑に実施するために設置しているものである。 このたびの専決処分は、任期満了に伴い、各機関から推薦のあった上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員20人について、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、専決処分により委嘱及び任命したものである。 委嘱及び任命の発令日は平成31年4月1日で、任期は同日から平成32年3月31日までである。
教 育 長	商工会議所から、今後も職場体験活動に力を入れていきたいという話をお聞きしている。
中 野 委 員	事業所の皆さんの受入れについて、この実行委員会が準備をしている。実行委員を選任する際は、安易に教員OBを選任するのではなく、商工会議所に依頼するなどして就労指導関係者を選任してほしい。
教 育 長	とても大事な取組であるので、しっかりとやっていきたい。 今年度の進捗について経過報告してほしい。
学校教育課長	現段階では順調に進んでいる。4月に職場体験活動研修会を行い、職場体験推進部会を5月と2月、受入事業所説明会を6月、キャリア教育研修会を8月に実施する。職場体験の実施時期は、例年どおり7月から8月である。 キャリア・スタート・ウィーク実行委員会は5月と2月に開催する予定としている。
教 育 長	参加企業数の傾向はどうか。
学校教育課長	平成27年をピークに応諾事業所数は減少傾向にあるが、体験事業所数はピーク時の数を維持している。参加生徒数はピーク時と比較して200人ほど減少している中で、受入れ事業所数は増えている。
中 野 委 員	全国で職場体験を実施しているが、5日間実施している自治体の割合は13%である。市を挙げてやっているのは神戸で、震災後にスタートし、子どもの荒んだ気持ちの回復を目的として広がっていった。新潟県では、規模の小さい自治体を除いて、市内全中学校で職場体験を実施しているのは上越市の他にないと思う。これをしっかりと維持してやっていくことが重要であり、学習の内容が変わっても、大事なこととして続けているので、文部科学省からも頑張ってもらいたいと言われている。市、商工会議所、市民が一緒になり、まさに市全体でこれを行ってきた。やりたくてもできない自治体もある中で、これは上越市というまちの力のひとつであるので、大事にしてほしい。
教 育 長	それでは、報告第8号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>

教 育 長	報告第 9 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市青少年健全育成センターでは、センターの運営に関する事項を協議するため、条例で運営協議会を置くこととしている。</p> <p>このたびの専決処分は、4 月 1 日付けの人事異動に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市青少年健全育成センター運営協議会委員 1 人を専決処分により委嘱及び解任したものである。</p> <p>解任の発令日は平成 31 年 3 月 31 日、委嘱の発令日は平成 31 年 4 月 1 日で、任期は同日から前任者の残任期間である平成 32 年 5 月 31 日までである。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、報告第 9 号についてはご承認いただけるか。
	<b>原案どおり承認</b>
教 育 長	報告第 10 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市青少年健全育成委員は、青少年の健全育成にかかる街頭指導を行っていたために設置しているものである。</p> <p>このたびの専決処分は、4 月 1 日付けの人事異動に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市青少年健全育成委員 5 人を専決処分により委嘱及び解任したものである。</p> <p>解任の発令日は平成 31 年 3 月 31 日、委嘱の発令日は平成 31 年 4 月 1 日で、任期は同日から前任者の残任期間である平成 32 年 4 月 30 日までである。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
徳道委員	任期が 13 か月となっているが、他の委員と異なっているのはなぜか。
青少年健全育成センター所長	<p>学校職員の委員については、4 月 1 日の委嘱が難しいことから、任期を平成 30 年 5 月 1 日から平成 32 年 4 月 30 日までとしている。その他の委員の任期は平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までである。</p> <p>このたびは、4 月 1 日付けの人事異動に伴い委嘱を行ったことから、前任者の残任期間である 13 か月を任期とするものである。</p>
教 育 長	それでは、報告第 10 号についてはご承認いただけるか。
	<b>原案どおり承認</b>
教 育 長	報告第 11 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会は、地方青少年問題協議会法に基づき設置している上越市青少年問題協議会の下部組織として、関係機関による情報交換等を行う場として設置しているものである。</p> <p>このたびの専決処分は、4 月 1 日付けの人事異動に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会委員 5 人を専決処分により委嘱、任命及び解任したものである。</p> <p>解任の発令日は平成 31 年 3 月 31 日、委嘱及び任命の発令日は平成 31 年 4 月 1 日で、任期は同日から前任者の残任期間である平成 32 年 4 月 30 日までである。</p>

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、報告第 11 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言

午後 2 時 40 分

令和元年 5 月 2 0 日

上越市教育委員会

教育長

野澤 朗

会議録署名委員

本間 倫子